

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

現存する有形固定資産については、取得価格が判明しているため、すべて取得価格で評価しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6～50年

工作物 15年

物品 5～15年

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金（群馬県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」という。）に加入）

退職手当債務から総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、総合事務組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を算出した結果、計上する額はありませんでした。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（群馬県市町村会館管理組合財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、別紙「群馬県市町村会館管理組合の固定資産における資本的支出と修繕的支出の区分」により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は、一般会計及び歳入歳出外現金です。

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

財務書類の対象となる会計について、歳入歳出外現金を追加しました。

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

- ・土地・・・評価価格から取得価格に変更したため、672,926千円増加しています。
- ・建物・・・決算統計の普通建設事業費累計額から建物の取得価格及び「群馬県市町村会館管理組合の固定資産における資本的支出と修繕的支出の区分」による平成27、28年度の資本的支出の合計額に変更したため、8,855千円減少しています。

ウ 引当金計算根拠の変更

- ・退職手当引当金・・・全職員の期末自己都合要支給額の計上額から、前述の1重要な方針(5)引当金の計上基準及び算定方法③退職手当引当金計算方法に変更しました。

② 売却可能資産

該当する資産はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

総務省改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる主な影響額は次のとおりです。

- ・減価償却の対象となる有形固定資産を決算統計累計額から建物等の取得価格に変更したため、減価償却費が19,149千円減少しています。
- ・経常収益に「使用料及び手数料」のほか、「その他」35,095千円を計上しています。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

実際は賞与の引当を行っていないため、歳入歳出決算書の歳入歳出差引額とは、賞与引当金分だけ相違します。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 49,546,127 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	164,903,857 円	127,203,201 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	3,000,000 円	24,165,653 円
資金収支計算書	161,903,857 円	151,368,854 円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は歳入歳出外現金分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書業務活動収支	29,268,474 円
減価償却費	139,150,630 円
賞与等引当金繰入額	123,749 円
純資産変動計算書の本年度差額	△11,005,905 円